

請願番号	請願第61号	受理年月日	平成26年11月18日
請願の件名	<p>宮崎県内の医師会病院における医師確保に関する請願</p> <p>【要旨】</p> <p>本県の地域医療に於いて公的医療機関と同様に重要な役割を担っている県内三医師会病院の医師確保は、平成16年4月からの新医師臨床研修制度等の影響を大きく受け大変厳しい状況にあります。このような中、県内三医師会病院の運営には安定的な医師の確保が必須であるため、県行政を中心として医師確保と医師派遣システムの整備に取り組み、全県一枚岩での医療体制を構築されるよう請願します。</p> <p>【理由】</p> <p>県内の三つの医師会病院は時間外救急医療を中心とした急性期医療を担っており、二次医療圏をまたがる広域的な範囲で地域医療へ大いに貢献しています。しかしながら新医師臨床研修制度の開始に伴い、医師の偏在、大学より都会の大病院への研修医の集中が生じ、結果的に医師会病院を始めとする地元の医療機関で勤務する若手医師が少なくなりました。</p> <p>このような状況の中、大学は優秀な指導医の確保や研修プログラムの充実に努めており、県においては寄附講座の設置や医師修学資金貸与条例の整備等を行っております。しかし、大学においては予算の制約を受け十分な若手医師の確保及び、各医師会病院への派遣を行う余裕はなく、また県の医師修学資金貸与条例施行規則においても、必要勤務期間短縮の要件を一医療機関での研修に限定する形としており、その効果と研修医の研修機会の選択に対して過度に規制をかけたものとなっております。</p> <p>よって依然として県内各地の医師会病院における医師不足は深刻な状況にあり、将来にわたって地域住民の時間外救急医療、急性期医療、開業医の後方支援に支障を来しかねない懸念が続いております。</p> <p>こうした状況を背景に、平成26年2月8日に開催した「第26回県内医師会病院連絡協議会」において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医師会病院医師の確保と、大学からの医師会病院への医師派遣につき財政措置も含めた県の十分な支援体制 2. 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則に定める必要勤務期 		

	<p>間短縮の要件につき、研修医の研修医療機関の拡充、および第2条に定める公的医療機関等へ医師会病院も含めることの検討</p> <p>の2点を宮崎県知事及び宮崎県議会議長へ要望することを決議しました。</p> <p>については、これらの要望事項実現に向けて取り組まれるよう強く要望します。</p>
紹介議員	<p>山下 博三 清山 知憲 外山 三博 横田 照夫 十屋 幸平 井本 英雄 後藤 哲朗 内村 仁子 中村 幸一 新見 昌安</p>
摘要	